

# 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の 施行状況と動向

令和8年3月4日

経済産業省産業保安・安全グループ  
化学物質管理課 化学物質リスク評価室

# 目次

## 1. 化管法の円滑な施行に向けた取組

- ・ 2024年度のPRTR届出排出量・移動量の公表
- ・ PRTR届出電子化の状況と促進のための取組
- ・ 保有データの公開（PRTR届出データの扱いやすさ向上、GHS分類情報の更新等）
- ・ 制度の普及・周知（化学物質管理セミナーの開催等）

## 2. 技術開発・人材育成に関する取組

- ・ プラスチック資源循環に資するための化学物質リスク評価ツールの開発
- ・ AIを用いた毒性予測システムの実用化
- ・ 化学物質管理に取り組む若手研究者の育成
- ・ 経産省・NITE及び自治体職員向けの化学物質リスクコミュニケーション研修

**1. 化管法の円滑な施行に向けた取組**

2. 技術開発・人材育成に関する取組

# PRTR届出排出量・移動量の公表

- 2024年度のPRTR届出排出量・移動量の概要は以下の通り。
- **排出量・移動量は、408千トン。**
  - － 排出量 137千トン
  - － 移動量 271千トン
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、193千トンと推計。

## PRTR届出排出量・移動量



# PRTR電子化促進

- 電子政府の促進、事業者の利便性の確保、行政側の事務手続の簡素化のために、電子届出への移行を更に推進させることが重要。
- 電子届出数は29,056件（前年度28,075件）。電子届出率は90.2%（前年度86.4%）に上昇。

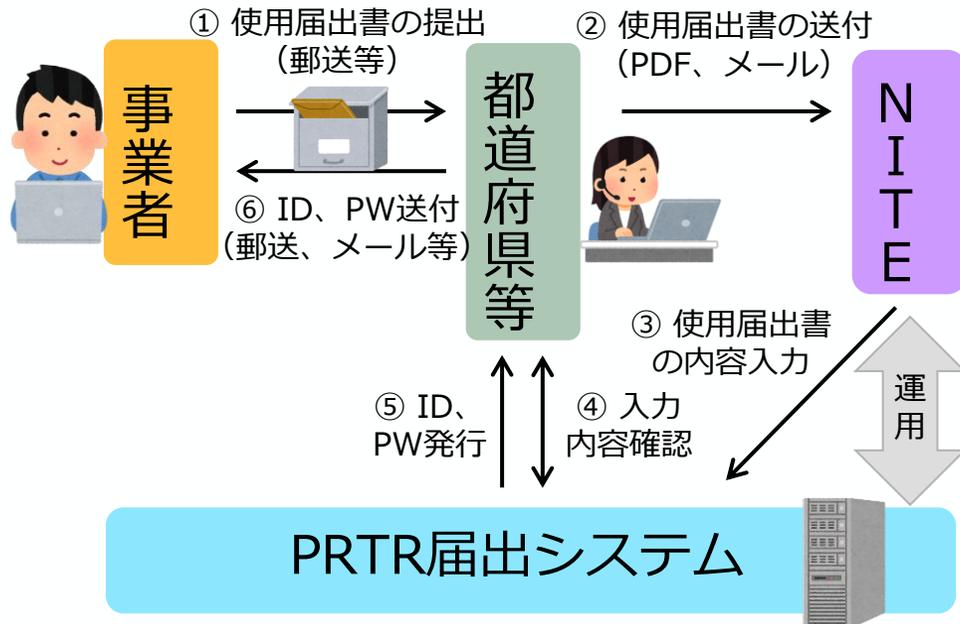
届出方法別届出件数の推移



# PRTR届出システムの改修

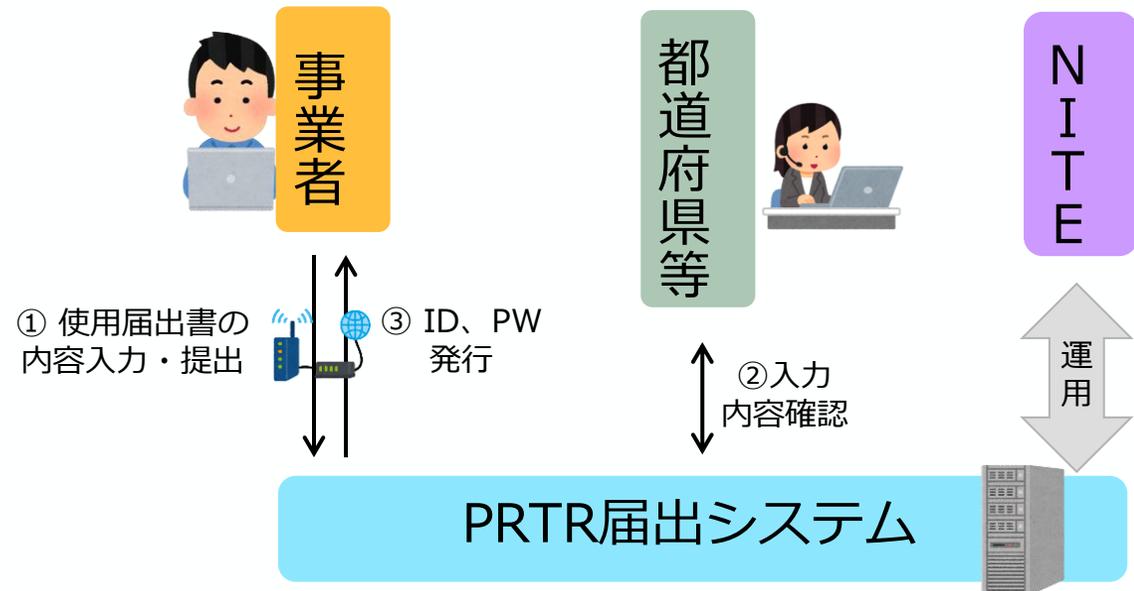
- PRTR電子届出を行うに当たり、事業者は都道府県等に対し、NITEが運営するPRTR届出システムの使用届出書を提出する必要がある。しかしながら、現在この届出は書面でしか行えず、電子化促進の阻害要因になっているとともに、自治体にとっても負担が大きい。
- この手続の簡素化について、地方分権改革における自治体からの改善要望もあったところ、**PRTR届出システム上で使用届出書の提出を可能とするため、システム改修費用を令和8年度予算案に計上。**

## 改修前



## 改修後 (イメージ)

システム改修により、手続の大幅な簡素化を目指す。



# 新「PRTRけんさくん」のリリースについて

- 化管法のPRTR制度において経済産業省が提供している「PRTRけんさくん」（PRTRデータ分析システム）は、届出の個別事業所のデータを誰でも自由に閲覧できるシステム。
- 現行の「PRTRけんさくん」の後継ツールとして、Power BIを用いた新「PRTRけんさくん」のプロトタイプを2025年11月18日に公開。従来のシステム利用時の煩雑さがなくなり、操作性が向上した。

## 新「PRTRけんさくん」のPower BI環境



## 新「PRTRけんさくん」の特徴

- ソフトウェアやデータのダウンロードが不要。
- 直感的に操作できるわかりやすさ。
- 集計データのグラフでの可視化。
- 2001年度分～のデータを検索可能。
- 排出年度、提出先自治体、届出先大臣、事業者名、事業所名、主たる業種、都道府県、市区町村などで絞り込み可能。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/6a.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html)

# GHS (※) 分類情報の更新 / GHSパンフレットの整備

※GHS : 化学品の分類および表示に関する世界調和システム

- 化管法SDS制度の円滑な施行のため、以下を実施。

## GHSに基づく政府分類の公表

- GHS分類が未実施又は再分類が必要な物質の分類を実施。2025年度は55の化管法対象物質について分類実施中。

※2006年からの2年間で約1,500物質（化管法、安衛法、毒劇法対象物質）、その後、2024年度までに約3,400物質のGHS分類を関係省庁等にて実施し、これまでの結果を（独）製品評価技術基盤機構（NITE）HPにて公表。）。

## <GHS分類情報(NITEのHP)>

化学物質管理

HOME 化学物質管理 GHS分類情報公表サイト 政府によるGHS分類結果 GHS分類結果

### GHS分類結果

Japanese ⇄ English

政府によるGHS分類が実施された物質のリストです。CAS登録番号順に並び、各物質の分類結果をHTML形式でご覧いただけます。「物質ID」をクリックすると、各物質の分類結果をHTML形式でご覧いただけます。

【分類結果の取扱いに関する注意事項】  
政府によるGHS分類結果は、事業者がラベルやSDSを作成する際の参考として公表しています。同じ内容を日本国内向けのラベルやSDSに記載しなされるという義務はありません。本分類結果は、GHSに基づくラベルやSDSを作成する際に引用又は転写していただけます。ただし、本分類結果の引用又は転写により作成されたラベルやSDSに対する責任は、ラベルやSDSの作成者にあることにご留意ください。  
※GHS分類は、分類ガイドライン等に記載された情報源と分類・判定の指針に基づいています。他の文献や試験結果等を参照して使用すること、また、ラベルやSDSに本分類結果と異なる内容を記載することを妨げるものではありません。

【分類結果一覧】 再分類が行われている物質について、再分類の対象が一部の項目のみの場合もありますので、その物質における全項目の最新の分類結果についてはNITE統合型GHS分類を参照してください。

CAS登録番号	物質名称	物質ID	分類年度	新規/再分類 (危険物/有害物)	更新時期
50-00-0	ホルムアルデヒド	B04-C-055E; JNOSH_M0E	令和4年度	再分類・見直し	2025.05
	ホルムアルデヒド	H23-RL-029	平成29年度	再分類・見直し	2019.3
	ホルムアルデヒド	69	平成18年度	新規分類	

化学物質管理  
ニュースリリース一覧  
はじめての方はこちら  
化学注冊簿情報  
化学注冊簿情報  
化学情報統合検索システム (NITE-CHRP)  
GHS統合情報検索サイト  
NITE統合型 GHS分類結果  
GHS分類方法  
GHS統合型分類結果ラベル/SDS作成支援システム (NITE-Gmca)  
GHS対応ラベル/SDS作成  
国産GHS文庫  
消費者製品へのGHSラベル  
GHSを用いたリスクアセスメント  
政府によるGHS分類結果  
官公庁等によるGHS分類結果  
GHSに関するお問い合わせ・リンク集

[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/all\\_fy.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/all_fy.html)

## GHSパンフレットの作成・公表

- GHSパンフレット「-GHS対応-化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」を経産省と厚労省が共同で作成・各省HPで公表。
- 2025年12月に改正されたJIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）、JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））の内容を反映。

## <GHSパンフレット>

化学品を取り扱う事業者の方へ

-GHS対応-  
化管法・安衛法・毒劇法における  
ラベル表示・SDS提供制度

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく化学品の危険有害性情報の伝達

令和8年1月

# 【参考】JIS（JIS Z 7252/Z 7253）改正の概要

- 日本国内では、GHSに対応する日本産業規格（JIS）を整備、国内SDS関連法令（化管法、安衛法、毒劇法）で引用。
  - ・ JIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）
  - ・ JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））
- これまでは国連GHS文書第6版に対応したJIS（2019年改訂）が引用されていたが、**国連GHS文書第9版に対応した改正JISが2025年12月25日に公示。改正作業には経産省・厚労省・環境省・NITEも参画。**

## 主な改正内容

### JIS Z 7252（GHS分類）

- 「爆発物」の全面的見直し。危険物輸送を基にした分類（等級1.1～1.6）から使用場面を考慮した分類（区分1, 2A, 2B, 2C）に変更。
- 「可燃性ガス」の見直し。区分1Aより燃焼性が低い区分として区分1Bを追加。
- 「エアゾール」の見直し。高圧ガスとエアゾールの間位置する区分として「加圧下化学品」を追加。
- 「皮膚腐食性／刺激性」において、非動物試験方法の拡大を背景とし、*in vitro/ex vivo*試験を用いた分類手順を追加。

### JIS Z 7253（情報伝達（ラベル、SDS））

- 附属書A,B,Cの見直し。危険有害性情報や注意書きの変更、それに対応するコード表の更新。また、変更点に関する情報の追記。
- 附属書D（SDS）の見直し。国連GHS文書改訂に伴う変更から、小項目名の見直し、安衛法に関連する見直しなど。

# 化学物質管理セミナー2025の開催

- 化管法等の化学物質関連法令の円滑な実施を目的とし、PRTR制度・SDS制度を含む各法令の最新情報及び事業者のリスク評価やリスク管理に関する情報等を周知するためセミナーを開催。
- 2025年度は、NITEや関係省庁等と協力し、**化学物質管理政策の最近の動向、PRTR制度とリスク評価、SDS制度**をテーマに開催。2026年2月開催分は、「化学物質管理強調月間」の一環（厚労省も参加）。

**開催実績** （いずれもライブ・オンデマンド配信。定員各回1,000名）

- 第1回（11/25） 化審法、化管法、化兵法に関する最近の取組
- 第2回（12/19） PRTR制度と届出の留意点、化審法のリスク評価、化学物質の自主管理・リスク低減の取組  
廃棄物処理法省令改正
- 第3回（2/6） SDS制度、SDS作成方法、JIS改正、NITE-Gmiccsの紹介、安衛法における化学物質管理

## セミナーHP



### 概要

「化学物質管理セミナー2025」では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）（PRTR制度、SDS制度）、  
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）をはじめとした化学物質管理法令の動向や実施について、ご紹介します。  
「我が国の化学物質管理政策の最近の動向」、「化学物質の自主管理のためのPRTR届出制度及び届出業務／リスク評価について」、「我が国のSDS制度及び実施」の全3回を予定しています。  
なお、本セミナーは、経済産業省が主催し、その委託先として「みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社」が事務局を担っています。

## オンデマンド配信



1. 化管法の円滑な施行に向けた取組

2. **技術開発・人材育成に関する取組**

# プラスチック資源循環のための化学物質リスク評価ツールの開発

- 世界的にプラスチックを始めあらゆる資源の循環利用が加速している中、経済産業省は「成長志向型の資源自律経済戦略（2023年3月）」等を踏まえ、制度整備やリサイクル技術への投資支援等を推進。
- 今後、ますますプラスチックリサイクルが活発化されることが見込まれる中、国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、使用済プラスチックのうち安全性の懸念が低いものについて、マテリアルリサイクル（再生材としての利用）への転換を支援するため、添加剤（化学物質）のばく露・健康リスク評価ツールの開発を開始。
- 2025年度は、使用済プラスチック特有の流通ルート等を踏まえた添加剤情報の蓄積・類型化、検索に適した情報整理方法の開発、ばく露シナリオ特定に向けた類型化技術の開発等、複数の開発項目について課題を整理し、研究開発要素を特定した。

## <開発するツールのイメージ>

利用者

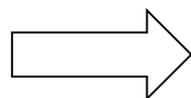


ツール

評価結果

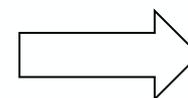
- 使用済プラスチックの主な樹脂の種類
- 使用済プラスチックの回収ルート  
(一廃・容器包装か産廃か、等)
- 使用済プラスチックの出自  
(元々は何に使われていたか)
- 再生材を用いて製造したい製品の用途  
(文具、玩具、植木鉢、など)
- 製造年

情報  
入力



暴露・健康リスク評価  
プラットフォーム

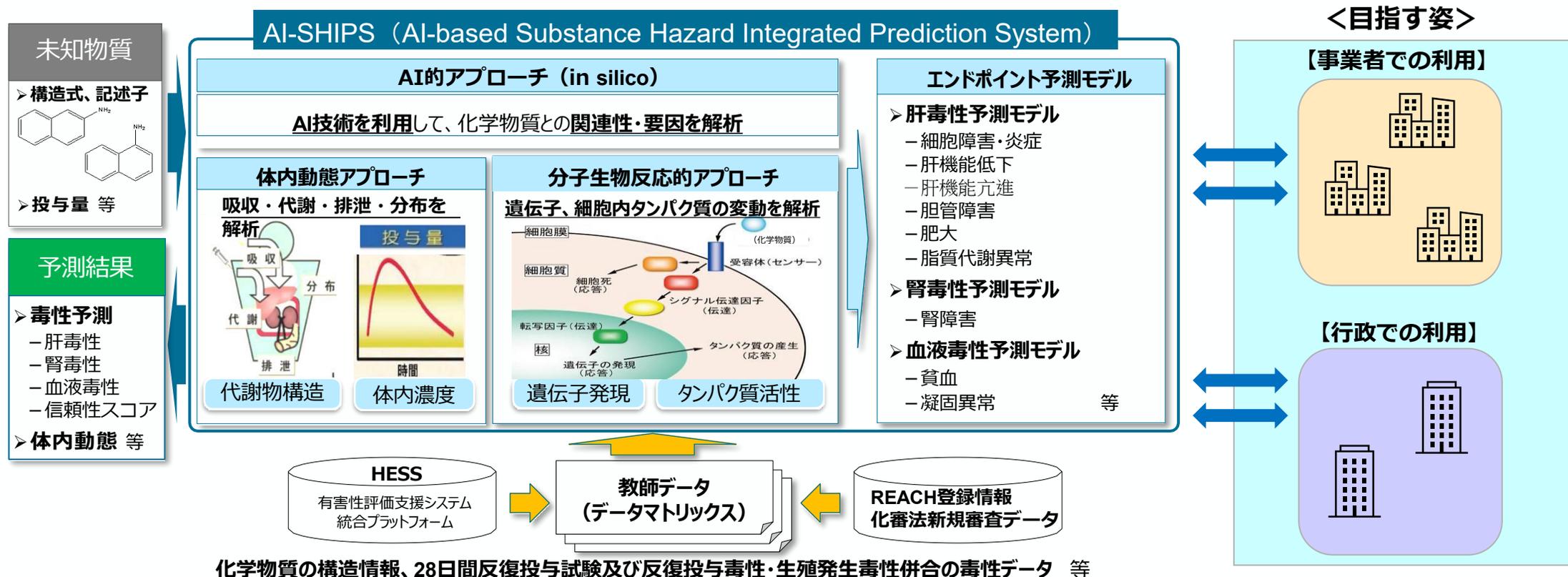
評価結果  
出力



- 用途からの△△ばく露の可能性は低く、健康被害のリスクは低いと考えられる。

# AI技術を用いた毒性予測システムの実用化

- AI技術を活用し、化学物質の構造情報等から生体内での毒性発現メカニズムを推計し、毒性を予測する世界初・日本独自のシステム（AI-SHIPS）を開発（2017年度～2021年度プロジェクト）。
- 開発後は、システムの継続的な運営体制構築、他の毒性予測システムとの連携、行政利用に向けた課題等の調査・検討を実施。2023年度よりJaCVAM（日本動物実験代替法評価センター。国立医薬品食品衛生研究所に属する機関。）において行政利用に向け評価。
- 2025年度には、一般公開に向けてユーザー向けガイド等を準備。来年度より、まずは奈良先端科学技術大学院大学のWebページにて一般公開予定。



# 化学物質管理に取り組む若手研究者の育成（大学連携推進事業）

- 我が国の化学物質管理施策の更なる高度化に向けて、従来施策の諸課題の解決や国際的な潮流である新たな化学物質管理の実現など、新たな視点での施策立案への要請が高まっている。
- 将来にわたり継続して化学物質管理の高度化を推進していくためには、化学物質管理を担う人材が不可欠。このため、**化学物質管理に係る専門知識はもちろんのこと、政策についても知見を持つ人材の発掘・育成を目的として、大学・公的機関を活用した調査研究**を実施。

## 事業成果

2021年度から延べ22件を採択し、結果は各分野の学会・論文等で発表。研究者間で成果報告会を実施。

### 【学会等での受賞】

- 「消費者製品に含まれる化学物質の経皮曝露を含めた包括的リスク評価スキームの構築」  
第2回環境化学物質3学会合同大会 SETAC賞 受賞 （2021～2023年度、静岡県立大学）

### 【2025年度の採択テーマ】 （採択数5件／応募数5件）

- 「非遺伝毒性肝発がん性の核内受容体活性化プロファイルに基づく評価の有用性検討」 静岡県立大学
- 「パッシブサンプリング技術を用いた水環境における化学物質存在状況評価手法の確立」 静岡県立大学
- 「AI技術を用いた魚類における『代謝されにくさ』を決定づける化学物質の特徴探索」 九州工業大学
- 「経口暴露による化学物質の魚体内動態と取込経路組織由来の代謝酵素画分によるin vitro分解との相関」 鹿児島大学
- 「化学物質のライフサイクルを踏まえたPOPsや重金属の環境及び生態への影響評価」 北九州市立大学

# 化学物質リスクコミュニケーション研修の実施

- 化学物質管理行政に携わる職員（経産省・NITE及び自治体）に対し、国内外の関連制度の理解を深めつつ、実務についての知見を身につけるための研修を実施。
- 経産省・NITE及び自治体等職員が約30名参加し、3日間の講義やグループワークを実施。

## 研修風景



※研修内容：化学物質の総合管理、企業における化学物質管理、化学物質のリスクトレードオフ、化学物質の安全性評価手法、PRTR届出と適切な届出に向けた対応、PRTRデータを活用した化学物質管理の取組、PRTR届出の留意点と処理手続、濃度予測モデルMETI-LIS、行政及び事業者・住民及び事業者におけるリスクコミュニケーション手法（演習）

# 參考資料

# 化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

## PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告することを義務づける制度。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

### <対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）

### <対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

## SDS制度 (Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱情報といった、化学物質の適正管理に必要な情報提供を事業者に義務づける制度。

### <対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

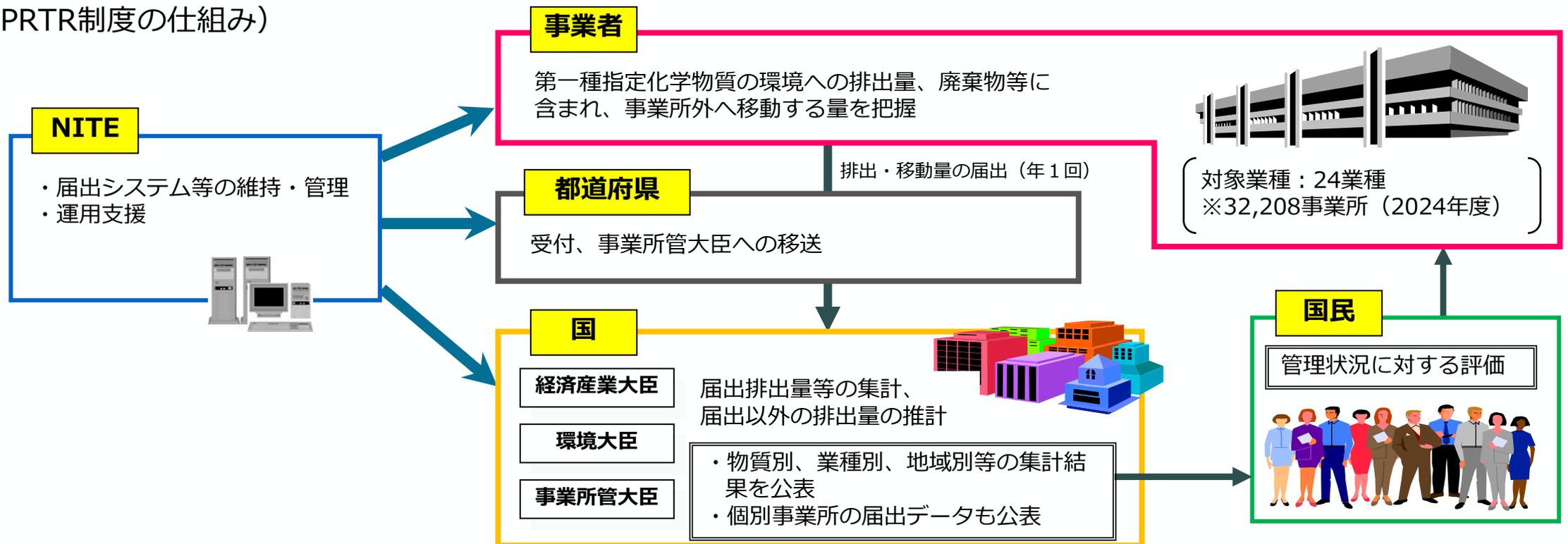
### <対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者

# PRTR制度とは

- 化学物質排出移動量届出制度（**P**ollutant **R**elease and **T**ransfer **R**egister）
- 対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表。

（PRTR制度の仕組み）



# SDS制度とは

- SDSとは、化学品の安全な取扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書（Safety Data Sheet：安全データシート）であり、GHSで規定されている。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱方法に関する情報等を、供給者側から受取側の事業者へ伝達するための仕組み。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取扱時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- 国内では化管法その他、安衛法、毒劇法でSDS制度が導入されている。

## SDSの提供フロー

